資料１－１

性暴力対策アドバイザー派遣事業の講義に係る事前対応について

○講義に係る事前対応フロー図

事前説明会 （時期：２か月～１か月半前） 【対象：全校】	性暴力対策アドバイザー派遣事業の講義受講に当たっての基本事項や確認事項等について、生活安全課が学校に対し説明を行う。
事前打合せ （時期：講義前まで） 【対象：該当校のみ】	「要配慮児童・生徒がいる場合」「アドバイザーが必要であると認める場合」「学校から要望がある場合」に学校・アドバイザー（・生活安全課）で事前打合せを実施。
講義前確認 （時期:講義前日まで又は当日の準備時間中） 【対象：全校】	講義前に確認しておくべき事項（後述）についてアドバイザーが学校に必ず確認を行う。 ※確認については、講義前日までに電話、対面若しくはオンラインで、又は講義当日の準備時間中に対面で実施する。 なお、講義前日までの確認については、旅費や謝金の対象としない。